

観光安心通信

令和3年8月15日号

県では、県内での新型コロナウイルス感染症の感染事例における「感染拡大に影響があると推測される事項」を記者発表資料等から抜粋するなど事例を紹介し、改めて、各施設等における感染症対策の確認をしていただけのように、月2回「観光安心通信」を発行し、情報提供しています。事例(推測される事実)の御紹介になりますが、是非、御一読いただき、参考にいただければ幸いです。

事例1 7/29発表 製造業(電気機械器具)

施設の感染対策はされていたが、休憩中のマスク未着用、食堂などの人が多く集まる場所の換気に一部不十分な点があった。

事例2 8/3発表 卸売業(機械器具卸売業)

接客や外出の際を除いて事務所内でのマスク未着用や、換気を殆ど実施していなかったこと、消毒液の噴霧など不適切な方法での消毒であったこと、症状出現後も勤務を継続していたこと等事業者の感染対策が不十分であった。

事例3 8/4発表 障害福祉施設

施設内における多人数での食事の際、感染対策が不十分な状況が見られた。

事例4 8/5発表 地方公務

感染対策は講じられていたが、近接した距離で会話している状況が感染拡大に影響があったと推測される。

事例5 8/6発表 漁業(船内)

船内でマスクをせず業務を行っていたときがあった。

事例6 8/7発表 飲食料点小売業

感染対策は講じられていたが、長時間接する状況があった。

事例7 8/9発表 飲食料点小売業

感染対策は講じられていたが、近距離で滞在者同士の会話があった。

事例8 8/9発表 建設業(設備工事業)

屋外作業中のマスク未着用、会議室等の人が多く集まる場所の換気に一部不十分な点があった。

事例9 8/10発表 医療機関

施設内における感染対策は適切に講じられていたが、室内でお互いがマスクを着用しながらも会話をしている状況が、感染拡大に影響があったと推測される。

※ このほか、スポーツ団体、保育施設において、感染拡大に影響があると推測される事項を調査中です。

引き続き、8月31日までは、「リバウンド防止徹底期間」となっていますので、感染防止対策に御協力をお願いします。

【お知らせ】 宮城県では、新型コロナウイルス感染症への対策を行っている施設に、「新型コロナ対策実施中！ポスター・ステッカー」を配布し多くの施設に参加していただいています。登録が未だの施設は是非、御検討ください。詳しくは、宮城県観光連盟HP (<https://www.miyagi-kankou.or.jp>) を御覧ください。